

唐津市立巖木中学校
「部活動の在り方に関する方針」

令和7年4月
唐津市立巖木中学校

◇ はじめに

部活動は学校の教育活動の一環として我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

体力の向上や健康の保持増進だけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的な意義は大きいものがある。

本校においても、部活動に取り組む生徒は多く、生徒の健全育成を支えてきた。特に中学生が中学校総合体育大会等での活躍を胸に描き、そのために仲間と協力し、努力を重ね、勝つ喜びや負ける悔しさなどを経験することは、中学生の心身の発育・発達に大きな役割を果たしてきた。

このことは顧問として献身的に指導に当たってきた教師、学校や保護者、地域の方々の協力なしには成しえなかったことである。

しかしながら、今日社会情勢の変化は速く、部活動を取り巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制では維持が難しくなりつつある。活動内容についても時間をかければよいという量から、短時間で効率的・効果的な質への転換が求められている。

これらのことから、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤となる部活動が継続可能なものとなるよう、部活動の在り方について抜本的な改革に取り組んでいく。

○ 本校の部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等

本校の部活動の在り方に関する方針（以下、「本方針」という。）は、国の「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び県・市の「部活動の在り方に関する方針」をもとに、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに、部活動が最適に実施されることを目指すものである。

○ 部活動の学校教育における位置づけ

・ 学校教育の一環としての部活動

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されている。このことから本校においても部活動は教育課程との関連を図りつつ部活動を希望する生徒で組織し、効率的・効果的な取組をしていく。

・ 部活動の意義と効果

- ア 学校教育活動の一環として行われる部活動は、活動を希望する生徒が自分自身やチームの活動目標に向かって活動することを通して、心身ともに健全な生徒の育成を目指している。また、活動を通して、異年齢との交流や生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を行い、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。
- イ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、本市中学生の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。
- ウ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てることができる。
- エ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針策定等

- ア 唐津市教育委員会が示す「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を公表する。
- ウ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- エ 生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動数について、生徒及び教師の数を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- イ 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- ウ 設置する運動部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問を配置するよう努める。
- エ 指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう必要に応じて部活動指導員を活用する。
- オ 部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

カ 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 部顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
なお、夏季の運動部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底する。
- (3) 生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。
- (4) 部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

3 入部資格及び入部手続き

- (1) 各部の参加者は、巖木中学校に在籍する生徒であること。
- (2) 入部する生徒は、毎年、入部誓約書を各顧問へ提出する。
- (3) 転・退部については原則1年間認めない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、十分な話し合いのもと認める。

4 設置する部活動

剣道部（男女） ソフトテニス部（男子） ソフトテニス部（女子） 卓球部（男子）
バレーボール部（女子）

5 適切な休養日等の設定

(1) 部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期のスポーツ活動に関する研究も踏まえ以下の基準とする。

ア 学期中の休養日（週当たり2日以上）

- ・統一：毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。
：毎月第1または第2水曜日を「唐津市部活動一斉停止日」とする。
- ・平日：「唐津市部活動一斉停止日」を含めて、少なくとも1日を休養日とする。休養日は水曜日を基本とする。
- ・週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・その他：大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。

イ 長期休業等の休養日

- ・週休日を休養日とする。週休日に休養日を設定できない場合は平日を休養日とする。

ウ テスト前の休養日について

- ・期末・学年末テストは5日前から練習を停止する。

エ 活動時間と下校時刻

月	部活動終了	下校完了（最大）
4月	17：45	18：00
5～6月テスト休み前	18：00	18：15
6月テスト明け～7月	18：15	18：30
9月～9月第三日曜まで	18：00	18：15
9月第三日曜まで～10月第三日曜まで	17：30	17：45
10月第三日曜後～11月テスト休み前	17：00	17：15
11月テスト明け～12月	16：45	17：00
1月	17：00	17：15
2月	17：30	17：45
3月	17：45	18：00
春季・夏季・冬季休業中は別途計画する		

- ・平日：長くとも2時間程度
- ・休業日：長くとも3時間程度（学期中の週末含む）
- ・活動の延長は、大会2週間前からとし、30分間延長できる。

6 活動規定

- (1) 練習時の服装は、各部で決められた服装（学校の体操服・各部練習着）を正しく着用する。
- (2) 祝日、休日に練習する場合は、顧問の指導・監督を要する。
- (3) 部室および練習中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のためのお茶・スポーツドリンクについては、その限りではない。

7 対外試合

生徒に与える教育的意義、生徒及び部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

- (1) 各種大会への参加は、中体連主催かあるいは共催する大会を基本とする。その他の大会参加については、年間を見通して回数等を考慮した上で各顧問が判断すること。また、土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- (2) 合宿など、泊を伴って活動する場合は、校長の許可を得る。
- (3) 県大会及び地区大会規模の大会については年16回を超えない程度の参加を目安とする。

8 事故防止のための申し合わせ事項

- (1) 顧問が指導につけないときは、原則として部活動を停止する。
- (2) 会議等で顧問が指導につけないときは、練習内容などを指示し、事故がないように注意を促しておく。
- (3) 休日（土曜・日曜・祝日・長期休業）の場合は、顧問の臨場がない場合は活動しない。
- (4) 練習の30分より前に生徒は学校に来ない。
- (5) 事故については十分に注意し、万一事故発生の場合は、管理職ならびに保護者に速やかに連絡し、適切な処置をとる。